

「産業構造審議会商品先物取引分科会報告書（案）」
に対する意見

2012年（平成24年）7月27日
日本弁護士連合会

経済産業省は、2012年6月18日に開催された産業構造審議会商品先物取引分科会において、「産業構造審議会商品先物取引分科会報告書（案）」（以下「報告書（案）」という。）を提示した。

当連合会は、報告書（案）の第3章「IV. 勧誘規制の扱いについて」に対し、下記のとおり意見を述べる。

記

第1 意見の趣旨

報告書（案）第3章「IV. 勧誘規制の扱いについて」の不招請勧誘の禁止について、賛成する。ただし、現時点ではこれを一般個人を相手方とする取引全体への拡大が必要な状況にはないとした点については、反対である。

第2 意見の理由

1 報告書（案）は、第3章「IV. 勧誘規制の扱いについて」において、不招請勧誘禁止についてその緩和を認めず、勧誘規制の在り方として、運用ルールの明確化、自主規制の充実及び顧客の知識や経験等に対応した勧誘の在り方について適切な規制の実現を求めている。

これらは、いずれも委託者保護のため、当然必要な規制であって、当連合会は、報告書（案）の当該部分について賛成である（ただし、次項に述べる部分を除く。）。

特に、不招請勧誘禁止について、当連合会は、2012年4月11日付け「商品先物取引についての不招請勧誘規制の維持を求める意見書」で不招請勧誘規制の維持の必要性を述べたが、報告書（案）は、概ね、当連合会の意見と同様の内容であり、不招請勧誘禁止は今後も維持されるべきである。

また、不招請勧誘の禁止対象の見直しにつき、「実態として消費者・委託者保護の徹底が定着したと見られ、不招請勧誘の禁止以外の規制措置により再び被害が拡大する可能性が少ないと考えられるなどの状況」が前提として存在しない限り、軽々しく不招請勧誘禁止規制の緩和を検討すべきではないとした点も評価できる。

2 もっとも、報告書（案）では、不招請勧誘の禁止につき、現時点では

これを一般個人を相手方とする取引全体への拡大が必要な状況にはないとしているが、そうした認識には賛成できない。

(1) 不招請勧誘禁止が導入された、平成21年商品取引所法改正の衆参両院の附帯決議では、施行後1年以内を目途に規制の効果及び被害の実態等を踏まえ、必要に応じて政令指定の対象を見直し、一般個人を相手方とする取引全てに拡大する旨が明記されている。そして、同改正にかかる、平成21年第171回通常国会における審議の中で、当時の二階俊博経済産業大臣は、「今回の法案において不招請勧誘の禁止規定を導入し、…一般個人が意図せずトラブルに巻き込まれる事例は抜本的に解消していくものと考えております。しかしながら、その後も被害が解消しない場合には、一般個人を相手方とする商品先物取引の全般について不招請勧誘の禁止の対象とすることにしております。」、「被害が解消しないかどうかについて、被害の発生が限りなくゼロに近づきつつあるか否かによって判断したいと思っております。」といった答弁をしているのであって、不招請勧誘禁止範囲の見直しについては、こうした担当大臣の答弁の趣旨に沿って判断される必要がある。

しかるに、不招請勧誘禁止規制導入後も、同規制を潜脱して専門知識のない一般消費者を取引に引きずり込んで損害を被らせた事例が複数報告されているが、一般に、こうした被害事例で弁護士に相談する委託者はごく一部であり、大半は泣き寝入りをするケースが多いのであって、不招請勧誘禁止規制潜脱によって商品先物取引を勧誘される例は相当数あるものと推認される。

よって、現状は、「被害の発生が限りなくゼロに近づきつつある」といえる状況ではない。

(2) また、国内商品先物取引に関する苦情相談件数は減少しているが、これは、商品先物取引の出来高減少が要因であるとともに、不招請勧誘禁止の導入が功を奏しているといえる。周知のとおり、商品先物取引は極めてリスクが高い取引であるから、それを特に望んでいない者に対して電話勧誘等をしてまで行わせる必要はない。それにもかかわらず、商品先物取引被害の大半は不招請勧誘をきっかけとして発生しており、その被害防止のためには何よりも不招請勧誘を禁止することが必要であり、これが功を奏したのである。

ところで、産業構造審議会商品先物取引分科会では、商品市場の活性化の方策・健全な発展の方策について広く審議されることが期待されていたが、審議過程を見ると、主として商品先物取引業者から、不招請勧誘禁止規制緩和もしくは撤廃こそが商品市場活性化の主たる方策であるかのような議論が展開された。これは裏を返せば、国内商品

先物業者が不招請勧誘に依存したビジネスモデルから脱却することの困難さを表しているのものであって、不招請勧誘禁止規制を緩和又は撤廃すれば、旧態依然とした電話等による不招請勧誘によって被害が増加するおそれが高いといわざるを得ない。

- (3) したがって、報告書（案）には、「なお、不招請勧誘の禁止についてはその導入時に、施行後1年以内を目途に規制の効果及び被害の実態等を踏まえ必要に応じて政令指定の対象を見直し、一般個人を相手方とする取引全てに拡大する旨の附帯決議が衆参両院でなされたところであるが、現時点においては、こうした拡大が必要な状況にはないと考えられ、引き続き、規制の効果と被害の実態を検証していくべきである。」と記載されているが、このうち、「現時点においては、こうした拡大が必要な状況にはないと考えられ」との箇所は削除されるべきである。

以上